

長野県中小企業振興審議会条例

昭和31年12月17日
条例第65号

改正 平成14年3月25日条例第2号 平成19年3月22日条例第10号
平成22年3月18日条例第14号

県議会の議決を経た「長野県中小企業振興審議会条例」をここに公布する。

長野県中小企業振興審議会条例

(設置)

第1条 中小企業の振興に関する重要事項について調査審議するため、長野県中小企業振興審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、次の事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

- (1) 中小企業の振興対策に関する事項
- (2) 中小企業の経営合理化に関する事項
- (3) 中小企業の組織強化並びに販路の拡張に関する事項
- (4) 中小企業の金融に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 商工業者
- (2) 金融機関の代表者
- (3) 学識経験者。

一部改正〔平成14年条例2号〕

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

追加〔平成22年条例14号〕

(専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、商工業者等のうちから知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

追加〔平成22年条例14号〕

(部会)

第8条 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 第5条第3項及び第6条の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

追加〔平成22年条例14号〕

(幹事)

第9条 審議会に必要があるときは、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。
一部改正〔平成19年条例10号・22年14号〕

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

追加〔平成22年条例14号〕

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 長野県中小企業金融対策審議会条例(昭和27年長野県条例第85号)
 - (2) 長野県商工業経営合理化審議会条例(昭和27年長野県条例第86号)
- 3 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
- 4 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例(昭和27年長野県条例第75号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則(平成14年3月25日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成19年3月22日条例第10号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成22年3月18日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)